

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

当社の支配に関する基本方針

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第88期（2019年4月1日～2020年3月31日）



上記の事項につきましては、法令及び定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.chemiphar.co.jp/>）に掲載することにより株主の皆様提供しています。

当社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社が企業価値・株主共同の利益を継続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

但し、当社の支配権の移転を伴う買付提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では、グループとして企業価値の向上・確保に努めておりますが、特に、当社の企業価値の源泉は①ジェネリック医薬品においては、新薬メーカーとして培った技術を基礎とした製品の開発力と、国内最新鋭工場とベトナム工場を活用したコスト対応能力、②戦略領域である高尿酸血症領域での専門知識、経験及びノウハウと関連する尿アルカリ化剤の市場価値、③探索機能に特化し効率性と開発確度を追求するベンチャー型創薬研究という、それぞれ独自性がある3つの異なる事業を同時に推進し、④それら事業の成果を海外へ展開するというユニークなビジネスモデルを維持していることです。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのはもちろんのこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになります。

当社としては、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

① 中期経営計画による取組み

当社は、近年ますますスピードが増している経済環境や制度の変化にタイムリーに対応すべく、2015年度より3ヶ年の中期経営計画を毎年ロールオーバーしております。この中期経営計画においては、当社が従前取り組んでまいりました3つのミッション、①ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスの確立、②ウラリットを核として高尿酸血症領域でのフロントランナーを目指すこと、③自社開発創薬による業容拡大への更なる取り組みを継続・強化するとともに、④これらの取組みの成果をベースに海外に展開することを掲げております。

まず、ジェネリック医薬品事業につきましては、オーソライズドジェネリックの台頭及び市場成長の鈍化による競争激化や目まぐるしく変化する制度環境に対応し、市場におけるプレゼンスを維持するためには、開発と販売のターゲットを絞り込んで「質」を追求し、多様化する市場ニーズを捉えてALLケミファグループであらゆる収益機会を取り込むとともに、開発、製造、販売にわたるサプライチェーン全体を強化・効率化することが不可欠であると考えております。このような方針のもと、知財部門を含む開発体制の強化や、日本薬品工業つくば工場の新製造棟と2018年秋に商業生産を開始したNC-VN社ベトナム工場の活用による生産体制の強化を推進しております。また、営業面では、当社製品の取引拡大が見込まれるターゲット先における新規口座獲得を最重視したプロモーションを展開するとともに、多様化した販路での取引深耕に努めてまいります。当期はさらに、これまで不断に取り組んできた経営効率化の取り組みを一段階推し進め、国内医薬営業を中心に各事業分野において、人員の適正化を含むグループ横断的構造改革を実施し、収益力でのこ入れを図ってまいります。

次に、高尿酸血症領域における取組みに関しましては、尿アルカリ化剤による慢性腎臓病進展抑制等の臨床研究の成果を多面的な収益機会の獲得・拡大に結び付けるべく取り組んでまいります。また、高尿酸血症治療薬「NC-2500」はフェーズⅠ試験を終了、新規の尿酸降下薬として開発を行っている「NC-2700」についても非臨床試験を終了しており、それぞれの導出活動を加速化してまいります。

創薬につきましては、公的資金を活用し開発を進めた神経障害性疼痛治療薬「NC-2600」はフェーズⅠ試験が終了し、新たな治療領域の可能性の検討と並行して、早期導出に向けた活動を推進してまいります。抗うつ・抗不安薬「NC-2800」については、AMEDによる医療研究開発革新基盤創成事業(CICLE)の支援を受けてフェーズⅠ試験の準備を進めると同時に、他社への導出を実現したいと考えております。これらに加えて、AI創薬ベンチャーMOLCUREとの資本・業務提携を通じたAI新技術の活用による研究

開発体制の強化・効率化や、“モジュール創薬”技術を掲げる創薬ベンチャーDelta-Fly Pharmaとのライセンス契約締結による抗がん剤開発への取組みなど、今後も創薬事業への投資を継続してまいります。また、昨年2月に製造販売を承継して以降、着実に採用軒数を伸ばしている経口腸管洗浄剤新薬「ピコプレップ配合内用剤」や、本年7月から独占販売を開始する予定であるマクロライド系抗生物質製剤「クラリシッド錠200mg、同錠50mg小児用、同ドライシロップ10%小児用」の販売促進にも鋭意取り組んでまいります。

更に、将来にわたる当社グループの持続的成長のために、ASEAN、中国を中心とする海外の事業基盤の強化にも取り組んでまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化

また、当社は、企業価値・株主共同の利益を維持・拡大させるためには、経営組織と運営のあり方の適正化に常時努めることでコーポレート・ガバナンスを強化・充実し、また、株主の皆様、顧客、社会一般に対して一層の経営の透明性を高めるとともに公正な経営を実現することを最優先の課題の一つとして位置付けております。

その具体化の一端として、当社は、経営機能を「意思決定機能・監督機能」と「業務執行機能」とに分離し、前者を独立性の高い社外取締役2名を含む取締役（会）に、後者を執行役員（会議）に権限委譲する執行役員制度を導入するとともに、監査役会設置会社として独立性の高い社外監査役2名を含む監査役の監査により経営の透明性・公正性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

社外取締役及び社外監査役は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、一般株主と利益相反の恐れのない独立役員です。当社は、いずれの社外役員についても東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じて内部管理体制の強化にも努めております。具体的には、内部統制に関する基本方針や法令等の遵守のための行動基準などに基づいた健全な企業活動を推進し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

これらの取組みにより株主の皆様をはじめとする様々なステークホルダーとの信頼関係をより一層強固なものにし、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2019年6月21日開催の第87回定時株主総会において、当社株式の大量取得行為に関する対抗策（買収防衛策）について、2007年に導入した内容、並びに2010年、2013年及び2016年に改定された内容を一部再改定して更新することを上程し、株主の皆様のご承認をいただきました（以下、再改定後のプランを「本プラン」といいます。）。本プランの内容の概要は次のとおりであります。なお、本プランの内容の詳細は当社ホームページ

(https://www.chemiphar.co.jp/ir/d2sqce0000000wjp-att/20190513_4_nl.pdf) に掲載しております。

① 目的

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式の大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えています。本プランは、こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに、大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、若しくは株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保したり、又は株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

② 本プランの概要

i) 本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付等が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様へ当社経営陣の計画や代替案等を提示し、又は買付者等との交渉等を行うための手続を定めています。

ii) 新株予約権の無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以降に規定されます。）により割当てます。

iii) 特別委員会の利用及び株主意思の確認

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施又は取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立性のある社外取締役等から構成される特別委員会の客観的な判断を経るものとしています。

また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には株主の皆様の意思を確認するための株主総会を招集し（以下かかる株主総会を「株主意思確認株主総会」といいます。）、新株予約権無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することがあります。

iv) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は最大約50%まで希釈化される可能性があります。

v) 情報開示

上記 i)ないし iv)の各手続の過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することとしております。

③ 本プランの有効期間、廃止

本プランの有効期間は、第87回定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

但し、有効期間の満了前であっても、i)当社の株主総会において第87回定時株主総会決議による当社取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、ii)当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランは当該決議に従い廃止されるものとします。

④ 株主の皆様への影響

本新株予約権の無償割当て自体が行われていない場合には、株主の皆様には直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され新株予約権行使の手続を行わなければ、その保有する株式が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得の手続を行った場合、保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。）。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

① 基本方針の実現に資する特別な取組みについて

将来にわたる当社グループの持続的成長のため3つのミッションプラス1を中心とした各種取組み、コーポレート・ガバナンスの強化の各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入されたものであり、基本方針に沿うものです。

また、本プランは、株主の承認を得た上で更新されており、一定の場合に本プランの発動の是非について株主意思確認株主総会において株主の皆様の意思を確認することができることや、有効期間が約3年間と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止することができるとされているなど株主意思を重視するものであること、買収防衛策に関する公の指針の要件を完全に充足していること、独立性のある社外取締役等のみから構成される特別委員会の判断の重視や情報開示の仕組みが確保されていること、合理的な客観的発動要件が設定されていること等により、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものといえます。

したがって、当該取組みは基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	4,304	1,303	12,113	△ 3,187	14,535
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△ 363	—	△ 363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	436	—	436
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	72	△ 0	72
当 期 末 残 高	4,304	1,303	12,186	△ 3,187	14,607

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	1,079	2,513	△ 70	△ 213	3,308	19	17,863
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	—	—	△ 363
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	—	—	—	—	436
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△ 0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△ 507	—	7	△ 48	△ 548	5	△ 542
当 期 変 動 額 合 計	△ 507	—	7	△ 48	△ 548	5	△ 470
当 期 末 残 高	571	2,513	△ 62	△ 262	2,759	25	17,392

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連 結 注 記 表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4 社
(2) 連結子会社の名称

日本薬品工業株式会社、株式会社化合物安全性研究所、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.、
シャプロ株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数 1 社
(2) 会社の名称

ジャパンソファルシム株式会社

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

また、在外連結子会社は定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸 倒 引 当 金：連結会計年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

③返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。

④販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

- a.ヘッジ手段……為替予約
ヘッジ対象……外貨建予定取引
- b.ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息

③ヘッジ方針

為替相場変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的でヘッジ手段を利用しておりますが、投機的な取引は行っておりません。

④ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段が同一通貨の為替予約取引、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については、有効性の評価を省略しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度より費用処理しております。
- 過去勤務費用については、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生の日連結会計年度より費用処理しております。

②重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

③消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

連結貸借対照表

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「長期貸付金」(前連結会計年度末2百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

19,332百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額

△1,222百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、△130百万円含まれております。

3. 電子記録債権

連結貸借対照表には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している電子記録債権3,215百万円が含まれております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の数

普通株式 4,261,420株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2019年6月21日開催の第87回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	363	利益剰余金	100.00	2019年3月31日	2019年6月24日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年6月19日開催予定の第88回定時株主総会決議による配当に関する事項

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
普通株式	181	利益剰余金	50.00	2020年3月31日	2020年6月22日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 10,800株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、必要な資金については、主に銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブは、為替変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が取引先ごとに期日管理及び残高管理等を把握する体制となっております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して当社グループでは、各社が定期的に時価又は発行体の財務状況等を把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、通常の営業活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

長期借入金及び社債は、主に長期運転資金に係る資金調達であります。また、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し、支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

外貨建予定取引については為替変動リスクに晒されておりますが、当該リスクを軽減するため、一部の取引において為替予約取引をヘッジ手段として利用しております。

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成する方法等により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(4) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち54.1%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	10,079	10,079	—
(2) 受取手形及び売掛金	7,368	7,368	—
(3) 電子記録債権	3,993	3,993	—
(4) 投資有価証券	1,712	1,712	—
資産計	23,153	23,153	—
(5) 支払手形及び買掛金	(1,745)	(1,745)	—
(6) 電子記録債務	(5,436)	(5,436)	—
(7) 短期借入金	(400)	(400)	—
(8) 社債	(200)	(197)	2
(9) 長期借入金	(14,197)	(14,185)	12
負債計	(21,980)	(21,965)	14
(10) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務並びに (7) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (8) 社債
社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (9) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。
- (10) デリバティブ取引
ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	2,500	2,500	(※)

(※) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	141

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,079	—	—	—
受取手形及び売掛金	7,368	—	—	—
電子記録債権	3,993	—	—	—
合 計	21,440	—	—	—

(注4) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の返済予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	400	—	—	—	—	—
社債	—	—	200	—	—	—
長期借入金	2,660	2,100	2,061	1,745	1,656	3,972
合 計	3,060	2,100	2,261	1,745	1,656	3,972

(賃貸等不動産に関する注記)

当社では、東京都その他の地域において、賃貸施設等を有しております。2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は31百万円（主な賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
907	△6	901	823

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額

4,830円92銭

1 株当たり当期純利益金額

121円42銭

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益

436百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益

436百万円

普通株主に帰属しない金額

－百万円

普通株式の期中平均株式数

3,595千株

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の締結

当社は、2020年5月12日開催の取締役会において、当社とマイランEPD合同会社（以下、「マイランEPD」）は、マイランEPDが製造販売承認を有しているマクロライド系抗生物質製剤「クラリシッド®」（一般名：クラリスロマイシン）について、当社へ日本における販売移管、商標権使用許諾及び製造販売承認を承継する基本契約を締結することを決議し、同日付で基本契約を締結しました。

1. 製造販売承認承継の理由

当社グループは、2000年より「ジェネリック医薬品事業」、「ウラリットを核にした高尿酸血症領域」及び「自社開発創薬」という時間軸の異なる「3つのミッション」を経営戦略の中心に据え事業を展開しています。国内の業界を取り巻く環境が目まぐるしく変わる中で、2015年より「海外市場への展開」強化を「プラス1」の戦略として追加しました。現在の収益の柱であるジェネリック医薬品に加えて、自社開発創薬では探索研究にフォーカスした「ベンチャー型創薬研究」による画期的な新薬開発と既存薬のドラッグ・リポジショニングに取り組んでおり、近年では新薬開発において複数の有望な候補化合物を見出すことに成功しています。

かかる経営方針の下、ブランド力のあるクラリシッド®の承継による製品ポートフォリオの強化に加え、本製品を手掛かりとしてジェネリック医薬品事業とのシナジーを創出することを目的に、製品販売承認を承継することといたしました。

2. 相手先の名称

(1) 名称	マイランEPD合同会社
(2) 本社所在地	東京都港区虎ノ門五丁目11番2号 オランダヒルズ森タワー
(3) 代表者の役職・氏名	業務執行社員 マイラン・ルクセンブルク・ セブン・サール 職務執行者 本田 明彦

3. 契約の日程

取締役会決議日	2020年5月12日
資産譲渡契約締結日	2020年5月12日
資産譲渡（独占的販売権の付与による販売移管）実行日	2020年7月1日
資産譲渡（製造販売承認の承継）実行日	厚生労働省などへの必要な手続きを経て 実施予定

4. 販売移管及び製造販売承認承継の内容

イ 販売移管及び承継対象製品

薬効分類（製品タイトル）	製品名
抗生物質製剤 （マクロライド系抗生物質製剤）	クラリシッド®錠200mg クラリシッド®錠50mg小児用 クラリシッド®・ドライシロップ10%小児用

ロ 承継価額

承継対象製品の承継対価については両社協議の結果、非開示とさせていただきます。

5. 営業活動等へ及ぼす重要な影響

当該影響額は現在算定中であります。

株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)
(2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金		
当 期 首 残 高	4,304	1,295	312	4,822	△ 3,097	7,637
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	36	△ 400	—	△ 363
当 期 純 利 益	—	—	—	86	—	86
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	36	△ 313	△ 0	△ 277
当 期 末 残 高	4,304	1,295	348	4,509	△ 3,098	7,359

(単位：百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計			
当 期 首 残 高	1,062	2,513	3,575	19	11,232	
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△ 363	
当 期 純 利 益	—	—	—	—	86	
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△ 0	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 503	—	△ 503	5	△ 497	
当 期 変 動 額 合 計	△ 503	—	△ 503	5	△ 775	
当 期 末 残 高	559	2,513	3,072	25	10,457	

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの

決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

先入先出法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金：事業年度末の債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金：従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額を発生 of 事業年度より費用処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生 of 事業年度より費用処理しております。

(3) 役員退職慰労引当金：役員の退職慰労金の支払に備えるため、内規による支払見込相当額を計上しております。

(4) 返品調整引当金：返品による損失に備えるため、法人税法に定める限度相当額を計上しております。

(5) 販売促進引当金：販売した製品・商品に対する将来の販売促進費の支出に備えるため、直近の実績を基礎にして計上しております。

4. ヘッジ会計の方法

- (1) 金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、特例処理によっております。
- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
- (3) ヘッジ方針
金利の変動によるリスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っておりますが、投機的な取引は行っておりません。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップ取引については、特例処理の要件を満たしているため、有効性の判定を省略しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、独立掲記しておりました「未収入金」(前事業年度末168百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

並びに、前事業年度において、独立掲記しておりました「長期貸付金」(前事業年度末0百万円)、「従業員に対する長期貸付金」(前事業年度末1百万円)、及び「長期前払費用」(前事業年度末46百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

5,731百万円

2. 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、再評価に係る繰延税金負債を負債の部に、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価を行った土地の期末における
時価と再評価後の帳簿価額との差額 $\Delta 1,222$ 百万円

(注) 上記の時価と再評価後の帳簿価額との差額のうち、賃貸等不動産に関するものについては、 $\Delta 130$ 百万円含まれております。

3. 関係会社に対する債権債務

短期債権	661百万円
短期債務	3,276百万円

4. 電子記録債権

貸借対照表には、信託受益権等を設定した上で現金化を留保している電子記録債権3,215百万円が含まれております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	851百万円
営業費用	7,446百万円
営業取引以外の収益	403百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の数

普通株式	623,103株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払賞与の損金不算入等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金、土地再評価に係る繰延税金負債であります。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

貸借対照表に計上した固定資産のほか、コンピュータ等の一部については、リース契約により使用しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事 業 の 内 容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)
子 会 社	日本薬品工業株式会社	東京都千代田区	160	医薬品の製造販売	(所有) 直接 100.0
子 会 社	株式会社化合物安全性研究所	北海道札幌市	250	安全性試験の受託等	(所有) 直接 100.0
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	東京都千代田区	10	医薬品の仕入・輸入販売等	(所有) 直接 6.1 (被所有) 直接 19.8

種 類	会社等の名称	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子 会 社	日本薬品工業株式会社	製品製造委託先 商品仕入先 役員の兼任	製品の製造委託及び商品の購入 不動産の賃貸 法人税の精算	5,189 63 167	その他の流動資産 電子記録債務 買掛金	217 1,849 425
関連会社	ジャパンソファルシム株式会社	商品及び 原材料仕入先 役員の兼任	商品及び原材料の購入	2,228	電子記録債務 買掛金	798 159

(注) 1. 取引金額には消費税等は含まず、期末残高には消費税等を含んで表示しております。

2. 仕入その他の取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額

2,867円40銭

1株当たり当期純利益金額

23円77銭

損益計算書上の当期純利益

86百万円

普通株式に係る当期純利益

86百万円

普通株主に帰属しない金額

－百万円

普通株式の期中平均株式数

3,638千株

(重要な後発事象に関する注記)

重要な契約の締結

重要な契約の締結について、連結注記表「(重要な後発事象に関する注記)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。